

福岡県公報

平成25年5月21日
第3497号

目次

告示 (第799号 - 第814号)

| | | |
|-------------------------|-----------|---|
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 1 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 1 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| ○土地改良区の解散の認可 | (農村森林整備課) | 2 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可 | (農村森林整備課) | 2 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 3 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 4 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 4 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 5 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 5 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 5 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 6 |

公告

| | | |
|--------------|------------|----|
| ○競争入札参加者の資格等 | (総務事務センター) | 6 |
| ○一般競争入札の実施 | (警察本部会計課) | 8 |
| ○落札者等の公示 | (税務課) | 10 |

公安委員会

- 教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課)11
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課)12
- 海区漁業調整委員会**
- 養殖用マダイ種苗の採捕制限について (漁業管理課)12

告示

福岡県告示第799号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|-------|-------|-----------------------------------|------------------|--------------|
| 南筑後 | 県道 | 水田大川線 | 前 | 柳川市東蒲池429番20先から 柳川市東蒲池971番2先まで | 4.7 ～ 9.4 | 87.5 |
| | | | 後 | 柳川市東蒲池429番20先から 柳川市東蒲池971番2先まで | 4.7 ～ 11.0 | 87.5 |

福岡県告示第800号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|-----------------------------------|-------------------|---------------|
| 朝 倉 | 一般国道 | 386号 | 前 | 朝倉市牛鶴1280番2先から 朝倉市三奈木3248番1先まで | 10.0 ～ 10.0 | 17.5 |
| | | | 後 | 朝倉市牛鶴1280番2先から 朝倉市三奈木3248番1先まで | 10.0 ～ 14.0 | 17.5 |

福岡県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年5月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小 川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|------|-----------------------------------|
| 朝 倉 | 386号 | 朝倉市牛鶴1280番2先から 朝倉市三奈木3248番1先まで |

福岡県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小 川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|---|-------------------|---------------|
| 那 珂 | 県道 | 那珂川 大野城 線 | 前 | 春日市大字上白水1番2 先から 春日市大字上白水1311番 1先まで | 16.0 ～ 21.1 | 70.0 |
| | | | 後 | 春日市大字上白水1番2 先から 春日市大字上白水1311番 1先まで | 16.0 ～ 16.1 | 70.0 |

福岡県告示第803号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小 川 洋

| 土地改良区名 | 解散認可年月日 |
|-------------|------------|
| 大谷・天生田土地改良区 | 平成25年5月10日 |

福岡県告示第804号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小 川 洋

| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|---------------------------------|-----------|
| 大石堰土地改良区 両筑土地改良区 元松原土地改良区 | 平成25年5月9日 |

福岡県告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|----------------|-----|-------|--------------------------------------|-------------------|---------------|
| 京 築 県道 | 天 生 田 吉 国 線 | 前 | 前 | 行橋市大字上検地606番1先から 行橋市大字下検地171番1先まで | 4.7 ～ 11.0 | 559.0 |
| | | | 前 | 行橋市大字上検地606番1先から 行橋市大字下検地171番1先まで | 11.0 ～ 15.0 | 565.0 |
| | | | 後 | 行橋市大字上検地606番1先から 行橋市大字下検地171番1先まで | 4.7 ～ 11.0 | 559.0 |
| | | | 後 | 行橋市大字上検地606番1先から 行橋市大字下検地171番1先まで | 11.0 ～ 17.0 | 565.0 |

福岡県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年5月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|----------------|--------------------------------------|
| 京 築 | 天 生 田 吉 国 線 | 行橋市大字上検地606番1先から 行橋市大字上検地353番2先まで |

福岡県告示第807号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字榊田字島田414、字トラボシ田436の1、436の2、439から442まで、454、字大迫446の1、449から453まで、472の1、472の2、字隠レ畑455、字馬田ヨリ牛房原迄473の5、473の6、473の8

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第808号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字朽網字苅田山3207から3212まで・3214の1・3214の2（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第809号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
久留米市田主丸町益生田字平城236の1、236の2、239の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第810号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
久留米市田主丸町竹野字五反山2317の1、2314の2・2316（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字五反山2314の2・2316・2317の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第811号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡筑前町畑嶋字松ヶ坂451の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第812号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木志波字烏山2190の6、2191の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第813号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫野市大字平等寺1365の5
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第814号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年5月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字小石原鼓字梶原1622の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字梶原1622の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年5月21日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

指紋自動識別システム賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

- エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31

- 日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の入手方法
- ア 福岡県庁ホームページからダウンロードする。（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）
- イ 県民情報センター及び各地区県民情報コーナーに配架する申請書の様式からコピーをとる（コピー代は実費徴収）。
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成25年6月11日（火曜日）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競

争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年5月21日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

指紋自動識別システム賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部刑事部鑑識課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示

第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次(2)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手方法

ア 福岡県庁ホームページからダウンロードする。

イ 県民情報センター又は各地区県民情報コーナーに配架する申請書の様式からコピーをとる（コピー代は実費徴収）。

(2) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年7月2日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|----------|----|
| 13 | 08 | リース、レンタル | AA |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成25年5月21日(火)から平成25年7月1日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成25年7月2日(火)午後5時45分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

平成25年7月3日(水)午前11時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(入札金額に100分の105を乗じた金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者

がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for Fingerprints and Palmprints Automatic Identification System
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 PM on July 2, 2013
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141(Ext 2237)

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年5月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
平成25年度福岡県自動車税納税通知書及び減免決定通知書等作成業務、封入封緘及び配送業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手を決定した日
平成25年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
トッパン・フォームズ株式会社 西日本事業部
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅前4丁目4番15号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
36,276,731円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公安委員会

福岡県公安委員会告示第124号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、教習指導員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成25年5月21日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の実施年月日時、場所等

| 日 時 | 項 目 | 場 所 | 審査種別 |
|----------------------------------|-----|--|--|
| 平成25年6月20日（木曜日） 午前9時から～午後3時まで | 知 識 | 福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第2ビル 福岡県指定自動車学校協会 | |
| 平成25年6月21日（金曜日） 午前9時から～午後5時まで | | | |
| 平成25年6月24日（月曜日） 午前9時から～午後5時まで | 技 能 | 糟屋郡志免町王子1丁目28番16号 博多の森ドライビングスクール | 普 通 大 自 二 普 自 二 普 通 二 種 |
| 平成25年6月25日（火曜日） 午前9時から～午後5時まで | | 朝倉市一木59番地4 甘木自動車学校 | 大 型 ・ 中 型 大 特 ・ 牽 引 大 型 二 種 中 型 二 種 |

4 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く）に係る運転免許証を複写したものと及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部交通部運転免許試験課（以下「運転免許試験課」という。）へ提出すること。

| 審査に係る免許の種類 | 手数料の額 |
|----------------------------|----------|
| 大型免許及び中型免許 | 15,000 円 |
| 普通免許 | 11,800 円 |
| 大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許 | 9,450 円 |
| 大型二種免許、中型第二種及び普通二種免許 | 12,850 円 |

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、告示の日から平成25年6月10日（月曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、告示の日から平成25年6月10日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は自動車運転免許証（仮運転免許証を除く）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

- (5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第130号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成25年5月21日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|---------------------------------|--------------------------------------|--------|--------|
| 平成25年7月4日（木） 9:00～17:00（原則） | 福岡県筑紫野市大字 袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場 | トラップ射撃 | 各日18名 |
| 平成25年7月11日（木） 9:00～17:00（原則） | | | |
| 平成25年7月18日（木） 9:00～17:00（原則） | | | |

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|--------------------------------|--------------------------------------|-----------|--------|
| 平成25年7月4日（木） 9:00～17:00（原則） | 福岡県筑紫野市大字 袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場 | 大口徑ライフル射撃 | 15名 |

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横

3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。

- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。

- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。

- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第159号

筑前海区海面における養殖用マダイ種苗採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年5月21日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本田 清一郎

1 採捕の制限

全長11センチメートル以下のマダイは、養殖用種苗として採捕してはならない。

ただし、平成25年7月16日から同年7月31日までの期間において、きす1そうごち網漁業又は手びきごち網漁業により採捕する場合はこの限りでない。

2 指示の有効期間

平成25年6月1日から平成26年5月31日まで。